

日高港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成25年11月

日高港港湾管理者
和歌山県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成9年 9月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成9年11月 港湾審議会第164回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年 7月 和歌山県地方港湾審議会

の議を経た日高港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
1. 小型船だまり計画	2
2. 港湾の効率的な運営に関する事項	3

変更理由

- ・ プレジャーボートの大型化に伴う係留施設の不足及び水域施設の水深不足を解消するため、西川地区において、小型船だまり計画を変更する。
- ・ 港湾の効率的な運営に関する事項を追加する。

1. 小型船だまり計画

プレジャーボートのための小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

西川地区

泊地 水深 2 m 面積 1. 0 h a [新規計画]

物揚場 水深 2 m 延長 2 1 4 m [既設の変更計画]

既設

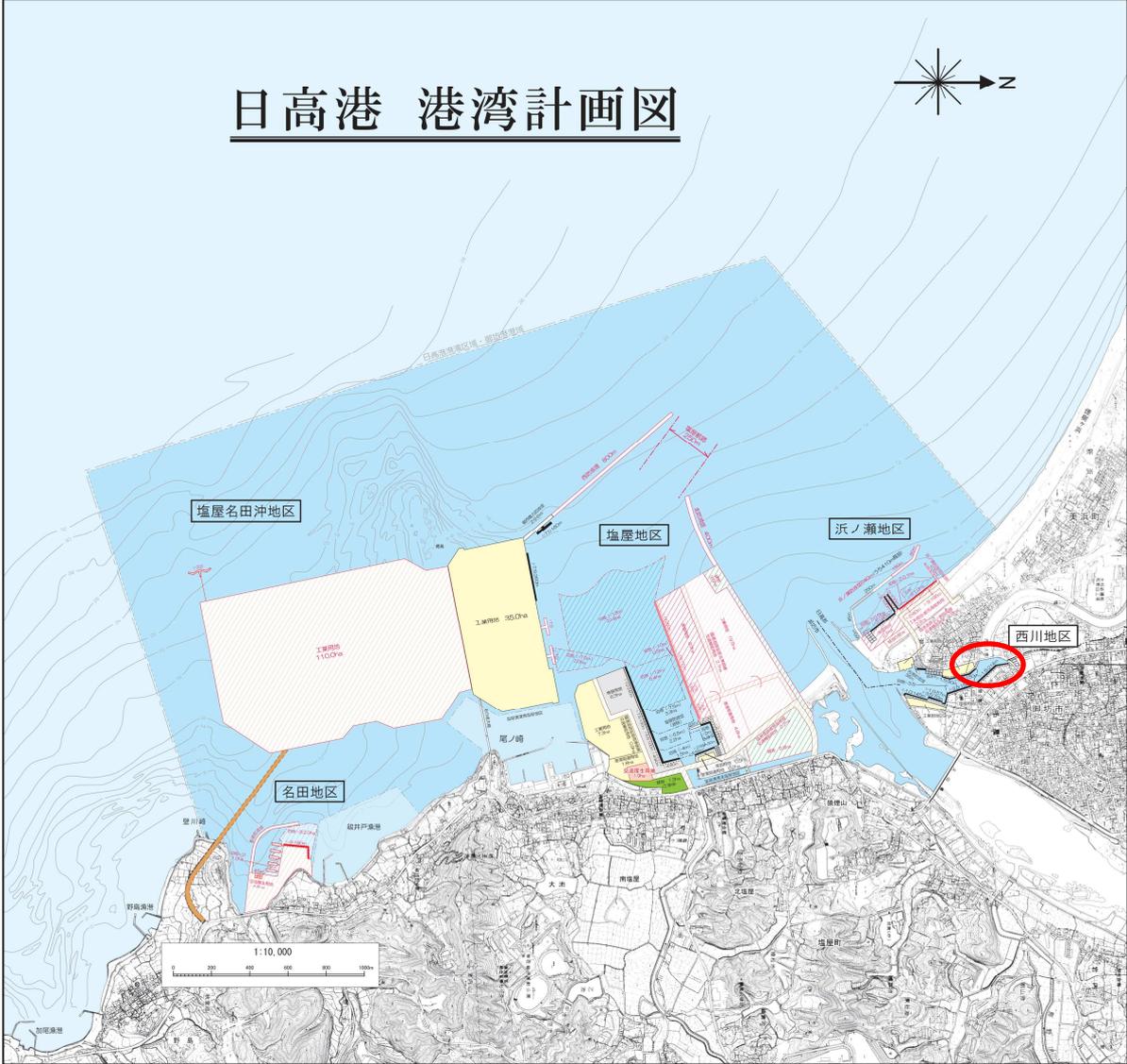
物揚場 水深 1. 5 m 延長 2 1 4 m

2. 港湾の効率的な運営に関する事項

[港湾の効率的な運営に関する事項]

日高港において、港湾利用やサービス向上を図るため、港湾利用者のニーズを十分に把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。

日高港港湾計画 変更箇所位置図



凡 例	
○	計画変更箇所

日高港港湾計画図

